

相談窓口

- 苦情や相談の受付、相談員への取次

相談員

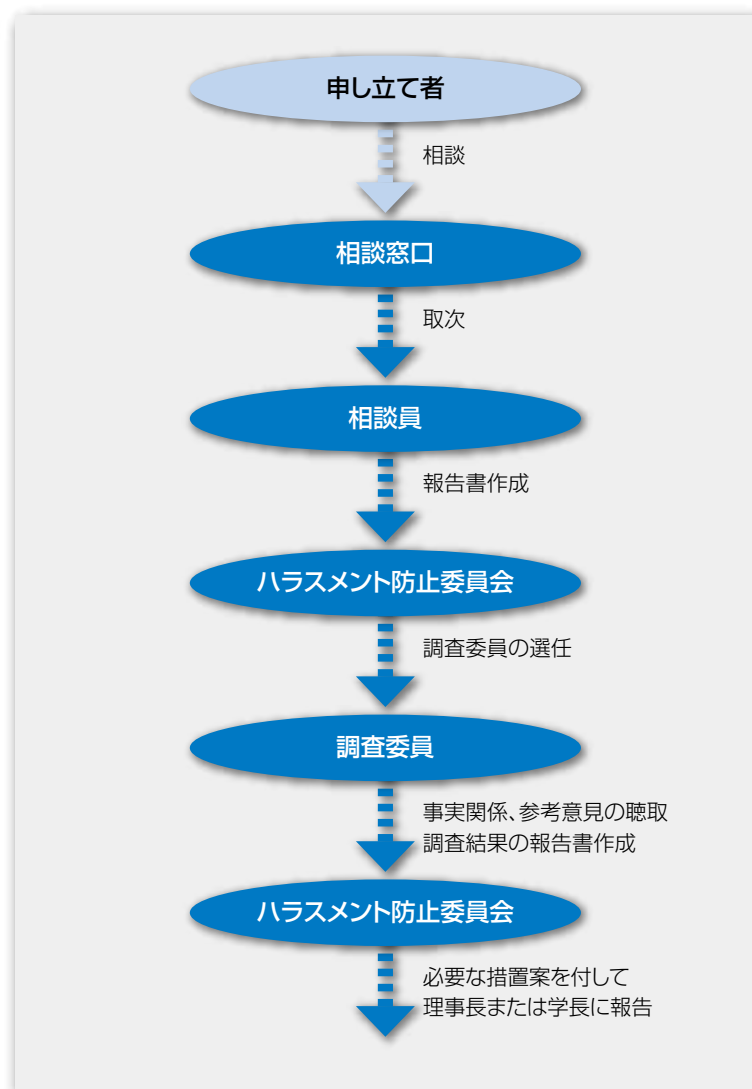
- 苦情や相談への対応
- 苦情・相談内容の報告書作成

ハラスメント防止委員会

- ハラスメント防止等の啓蒙活動、情報連絡、対策、調査及び問題解決を統括
- 調査委員の選任
- 調査委員の報告書を検討し速やかに結論を出し、必要な措置案を付して、理事長及び学長に報告

調査委員

- 事実関係の調査・参考意見の聴取を申し立て者及び申し立てられた者に対し実施
- 調査結果報告書を作成しハラスメント防止委員会に提出



気軽に相談窓口へどうぞ

ハラスメント防止ガイドライン

相談窓口

下記の部署いずれにおいてもご相談の取次ぎを行っています。
 学 生: 教学センター(津田沼学生担当・新習志野学生担当)・(津田沼・新習志野)保健室
 教職員: 総務部(人事担当)・(津田沼・新習志野)保健室

相談員

本学教職員が相談員としてご相談に応じます。
 詳しくは学内掲示板をご覧ください。

連絡先及び取り扱い時間

新習志野学生担当:	047-454-9754(ダイヤルイン)	平日 9:00~17:00	土曜 9:00~12:00
新習志野保健室:	047-454-9764(ダイヤルイン)	平日 9:00~17:00	土曜 9:00~12:00
津田沼学生担当:	047-478-0230(ダイヤルイン)	平日 9:00~17:00	土曜 9:00~12:00
津田沼保健室:	047-478-0231(ダイヤルイン)	平日 9:00~17:00	土曜 9:00~12:00
人事担当:	047-478-0213(ダイヤルイン)	平日 9:00~17:00	土曜 9:00~12:00

ハラスメント防止ガイドライン

ハラスメント防止を宣言します。

私たちは、すべての教職員、学生等が個人として尊重され、お互いの信頼のもとで勉学、教育、研究、仕事、その他の活動ができる環境をつくり、継続していくことが大切だと考えています。そうした環境を維持するために、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントを防止し、万一、ハラスメントが生じた場合には、個人の尊厳と人権を擁護するために、迅速かつ適切な対応及び措置をとることを宣言します。

千葉工業大学のガイドラインが対象とするハラスメントには、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント(パワーハラスメントを含む)があります。

セクシュアル・ハラスメント

- (1) 相手を不快にさせる性的言動によって相手の人格を傷つけるなど。
- (2) 利益・不利益の提示を条件に性的な言動をして、勉学、教育、研究、仕事、その他の活動に不利益を与えるなど。
- (3) 性的な言動により、相手の勉学、教育、研究、仕事、その他の諸活動をするうえでの環境を害するなど。
- (4) 性別に関する固定観念を根拠として、個人の人格や能力を評価するような言動を行うなど。

こうしたセクシュアル・ハラスメントは、故意や悪意に基づく悪質な言動だけに限られるものではなく、例え親しさの表明や冗談、からかいのつもりで言われ、行われたとしても、相手や第三者にとって不快と受け取られればセクシュアル・ハラスメントにあたる場合があります。

例えば、以下のような言動がセクシュアル・ハラスメントになります。

1 相手を不快にさせる性的言動によって相手の人格を傷つけるなど。

- 相手の容姿を評価して、不快な気持ちにさせる。
- 性的な冗談を言ったり、相手に不必要に触れたりする。
- 無言電話、性的な内容の電話をかける。
- 手紙、電子メール等による性的なメッセージを送る。
- ストーカー行為。
- 性的な関係を強要する行為。
- 意図的に性的な噂話あるいは作り話を他人に流布する。
- 食事やデートへの執拗な誘いを行う。

2 利益・不利益の提示を条件に性的な言動をして、勉学、教育、研究、仕事、その他の活動に不利益を与えるなど。

学生と学生

クラブ活動の先輩・後輩という上下関係を利用して、後輩に対し執拗に性的言動を行う。

- コンパの席で後輩にデュエットを強要する。

教員と学生、職員と学生

教員(職員)と学生という上下関係を利用して、学生に性的言動を行う。

- 単位取得を見返りに食事に誘う。

教員と教員、職員と職員、教員と職員

職場の上下関係を利用して、性的な言動を行う。

- 昇進・評価結果などを見返りに交際を求める。

3 性的な言動により、相手の勉学、教育、研究、仕事、その他の諸活動をするうえでの環境を害するなど。

- 性的な写真、ホームページ等を他人の目の前で見たり、目に付くところに貼ったりする。
- 職場(研究室)内での猥談。

4 性別に関する固定観念を根拠として、個人の人格や能力を評価するような言動を行うなど。

- 「女性は職場の花でありさえすればいい」
- 女性であるというだけでお茶くみや掃除等を強要する。
- 女性は学問に向かない。
- 「男子学生のくせに根性がない」

※なお、以上の具体例は、あくまでも例示にとどまり、これに限定されるものではありません。

※また、上記1から4の例示は密接に関連し、必ずしも明確に区別することはできません。

アカデミック・ハラスメント

教育研究の場における上下関係を利用した嫌がらせをいい、具体的には指導教員からの理由のない退学・留年勧奨、指導拒否、また上司からの昇進差別、研究妨害、理由のない退職勧奨などがあります。

例えば、以下のような言動がアカデミック・ハラスメントになります。

1 研究の妨害、指導放棄するなど

- 論文の盗用
- 正当な理由もなく、研究室等への出入りや実験装置等の使用を禁止する。
- 学生の意見を頭ごなしに否定し、指導をしない。

2 相手の人格を否定する言動など

- 身体的特徴を揶揄する。
- 必要以上に長時間説教をする。
- 他の学生の前で、「あいつはできない」などと悪評を述べる。

3 不当な差別、不当な強要をするなど

- 理由のない採用、昇進差別、推薦の拒否
- 義務のない行為を強要する(「一気飲みをしたら単位をあげる」)

ガイドラインの適用範囲及び対象について

このガイドラインは、本学の専任教員、非常勤教員、専任職員及びその他の職員、学生等に適用されます。また、それ以外の本学に関連する者についても、適用あるいは準用されることがあります。前記適用者がハラスメントを学外で生じさせた場合にも、実質的に本学の就労就学、教育環境に支障をきたすと判断された場合には、本ガイドラインが適用あるいは準用されることがあります。

ハラスメントの相談について

ハラスメントの被害を受けたときはすぐにこのパンフレットに記載されている相談窓口に行くか、もしくは電話連絡、または手紙などで相談して下さい。相談は、直接の被害者だけでなく、他人に対するハラスメントを見聞きし、不快に思う第三者によっても行うことができます。

相談員は全員秘密を厳守します

当事者及び関係者のプライバシーが侵害されることのないよう十分に配慮します。如何なる場合も、相談者は相談による不利益を受けることはありません。

「ハラスメント防止委員会」の設置

本学におけるハラスメント防止のために、その啓蒙活動、情報連絡、対策、調査及び問題解決を統括する「ハラスメント防止委員会」を設置します。

ハラスメントの申し出または発生した際は、相談員が事実関係についての聞き取り等を行い、その状況等をハラスメント防止委員会に報告します。

ハラスメント防止委員会委員長は、状況に応じて調査委員を選任し、調査委員は事実関係の調査を行うため申し立てた者及び申し立てられた者から意見を聴取し、その結果を報告書としてハラスメント防止委員会に提出します。

ハラスメント防止委員会は、報告書を検討し、速やかに結論を出し必要な措置案を付して理事長及び学長に報告し、今後ハラスメントが再発しないための方策を協議し注意を呼びかけます。

秘密厳守

ハラスメントの相談についての内容は、この手続きに関わった相談窓口の担当者、教員、職員の責任のもとで、プライバシーの保護と秘密の厳守を徹底させることになっています。

プライバシーの保護と秘密厳守を徹底させることで、ハラスメントに対する相談者が今後、良好な状態を維持できると考えます。

以上のような信頼関係を築くことにより、相談を受ける側も率直かつ誠実な話し合いができると確信します。

ハラスメント防止のための啓蒙活動

ハラスメントが起きないように、本ガイドラインの趣旨を教職員、学生等に十分理解してもらいます。さらに学内外での広報及び啓蒙活動を継続し、勉学、教育、研究、仕事、その他の活動が快適な状況でできる環境づくりを実践していきます。なお、学内に「ハラスメント防止規程」を定めており、内容はホームページ上で閲覧することができます。